

ワンポイント会計基準

vol.270 「非財務情報に関する動き（第7回目）」について

2023年1月31日に公表された「企業内容等の開示に関する内閣府令」の一部を改正する府令（内閣府令第11号）は、この3月決算会社が提出する有価証券報告書から順次適用されますが、早期適用も認められています。現状、十数社の12月決算会社が一部を含め早期適用した有価証券報告書を開示していますので、開示イメージの参考にしてください。

さて、その早期適用会社の開示にも一部ありましたが、サステナビリティ情報開示の一環で Scope 3 の GHG（Green House Gas：温室効果ガス）排出量や削減目標を開示する会社が増えてきており、直近期の有価証券報告書において「Scope 3」という単語を使っている会社は100社以上あります。今回は、その Scope 3 についてお届けします。

GHG は Scope 1, 2, 3 に分類され、Scope 1 は、自社でガソリンを使用した場合などの直接的な GHG 排出、Scope 2 は、自社で電力などを利用した間接的な GHG の排出です。Scope 3 はその他の間接的 GHG の排出であり、『報告事業者の活動がもたらしているが、排出源は他の事業者により所有又は経営支配されている場合の間接的排出』と定義されており、自社のサプライチェーンの上流又は下流における GHG の排出となります。Scope 3 の削減に取り組むことにより、環境に関する格付向上による企業イメージの向上、GHG の直接排出量が少ない業界も削減効果を PR できる、などのメリットがあります。

Scope 3 は15のカテゴリーに分類されており、サプライチェーンの上流での GHG 排出量として、(1)購入した製品・サービス、(2)資本財、(3)Scope 1、2 に含まれない燃料及びエネルギー活動、(4)輸送、配送、(5)事業から出る廃棄物、(6)出張、(7)雇用者の通勤、(8)リース資産の8カテゴリーがあり、下流での GHG 排出量として、(9)輸送、配送、(10)販売した製品の加工、(11)販売した製品の使用、(12)販売した製品の廃棄、(13)リース資産、(14)フランチャイズ、(15)投資の7カテゴリーがあります。

その計算は、Scope 1、2 と同様に、調達量や調達金額をベースとした原単位が定

まっていますので、それに基づき計算することとなります。

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/estimate.html

ただし、報告対象年度に算定対象とする Scope 3 排出量の範囲に留意する必要があります。例えば、(1)購入した製品・サービスであれば『報告年度に調達した製品等の製造に伴う排出量』が対象となりイメージしやすいと思います。一方、(11)販売した製品の使用は、『報告年度に製造・販売した製品の使用に伴う排出量』であり、その製品が1年間使用された場合に排出される排出量ではなく、その製品のライフサイクルにわたって排出される GHG が算定対象となります。例えば、冷蔵庫であれば、1時間当たりの使用電力を1年(24時間×365日)に換算し、さらに想定される耐用年数を乗じてライフサイクルの消費電力を算出し、それに電力の排出量原単位を乗じて算出することになります。(12)販売した製品の廃棄についても、過去に販売した製品が報告対象年度にどれだけ廃棄されたかを把握することはできませんので、『報告対象年度に製造・販売した製品が廃棄されるときにどれくらい排出されるか』で算定されることとなります。製造してしまったものはいつか廃棄され、その時に GHG が排出されるので製造・販売した年度の Scope 3 に含めるという考え方で、会計基準の資産除去債務の考え方と似ていると思います。

このように Scope 3 の算定は簡単なものとは言えませんが、一から自分で製品ごとの排出量を測定する必要があるものでもありませんので、できるところから取り組んでみては如何でしょうか。

以上